

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 23 日現在

機関番号：17102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590013

研究課題名(和文) 知的創作物の創出における「コミュニティ」と、そこでの「慣習」や「規範」の役割

研究課題名(英文) The concept of "community" in the creation of intellectual outcome, and the role of "customs" and "norms" therein.

研究代表者

小島 立 (Kojima, Ryu)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：00323626

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、知的創作物の創出において重要性を増しつつある「コミュニティ」と、そこにおける「慣習」や「規範」の役割について検討を行った。研究の際には、当該「コミュニティ」における「慣習」や「規範」に社会としていかに向き合うかということを探るべく、「コミュニティ」が達成しようとする社会的価値や、「慣習」や「規範」の生成プロセスに着目し、知的創作物に関係する様々なアクターの社会的ネットワークや相互作用に「コミュニティ」を位置づけることを通じて、知的財産法などの国家法との相互補完関係や矛盾抵触関係を明らかにすることを目指した。

研究成果の概要(英文)：In this research, I analyzed the concept of "community" in the creation of intellectual outcome, and the role of "customs" and "norms" therein. In conducting a research, I adopted the following methodology. First, we focused on the social value which "community" tries to embody, and the process of "customs" and "norms" being created in order to consider how our society should confront with those "customs" and "norms" within the "community". Second, we tried to clarify possible "mutual complement" or "conflict" between state laws such as intellectual property and those "customs" and "norms" by locating "community" within those various actors and the social network of those actors related to the creation of intellectual outcome.

研究分野：知的財産法、文化政策と法

キーワード：知的創作物 コミュニティ 慣習 規範 コモンズ 現代アート

1. 研究開始当初の背景

近時、知的創作物の創出における「コミュニティ」の役割が増大している現象を観察することができる。例えば、「ものづくり」の領域では、デジタル技術の進展を受け、品質が平準化された商品の大量生産及び大量消費から「マス・カスタマイゼーション」への転換が着実に進んでいる。その動きを支える「オープン・デザイン」の思想は、広く「参加」と「共創」を募る点で、「オープンソース」や「クリエイティブ・コモンズ」などと問題意識を共有している。また、地域社会に目を向けると、伝統的文化表現や現代アートなどの知的創作物の創出環境を、「まちづくり」に活用しようという動きが存在する。

それらの活動を主導するのは、志を同じくする者によって形成される「コミュニティ」である。現代社会においては、情報通信技術の進展に伴い、それらの「コミュニティ」が地理的つながりを超えた広がりを有する場合も珍しくない。

このような「コミュニティ」が有する「慣習」や「規範」が達成しようとする社会的価値や、既存の国家法との相互補完関係または矛盾抵触関係などを解明することは、知的創作物の創出環境について、私たちの社会がどのような関わりを持てば良いのかということを検討する上で不可欠であると考えられる。

2. 研究の目的

上述のような研究開始当初の背景を受けて、本研究は、知的創作物の創出において重要性を増しつつある「コミュニティ」と、そこにおける「慣習」や「規範」の役割について検討することを目的として進められた。

その目的を達成するために、本研究は、当該「コミュニティ」における「慣習」や「規範」に社会としていかに向き合うかということを探るべく、「コミュニティ」が達成しようとする社会的価値や、「慣習」や「規範」の生成プロセスに着目した。そして、知的創作物に関係する様々なアクターの社会的ネットワークや相互作用に「コミュニティ」を位置づけることを通じて、知的創作物が生み出される状況に関係する知的財産法などの国家法との相互補完関係や矛盾抵触関係を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究の方法は以下のとおりである。

知的創作物は創出されるだけでは足りず、媒介者（メディア）を通じて享受者に届けられねばならない。知的創作物の創出に関係する「リソース」の提供には媒介者が関与することも珍しくない（フィランソロピーを行う「パトロン」が創作者に金銭的支援を行うと

ともに、作品を展示する場を提供するような場合）。知的創作物の創出における「コミュニティ」と、そこでの「慣習」や「規範」は、知的創作物に関係する様々なアクターの社会的ネットワークや相互作用に位置づけられる必要がある。このような社会構造を明らかにした上で、知的創作物の創出における「コミュニティ」についての望ましい社会の関わり方を検討することを目指した。

4. 研究成果

各年度の具体的な研究成果は以下のとおりである。

【平成 26 年度】

平成 26 年度は、「マス・カスタマイゼーション」の時代を迎えた知的創作物の創出における「コミュニティ」のあり方について、「オープンソース」、「クリエイティブ・コモンズ」、「オープン・デザイン」、「ユーザーイノベーション」などを素材に検討を行った。それら一連の新しい動きは、広く社会からの「参加」と「共創」が行われる新しい「ものづくり」の考え方を伴っている。

検討の結果、そこで問題となっているコミュニティの慣習や規範のあり方が、アクター間のリソースのやり取りのあり方（いわゆる「資源管理」）に影響を与えており、その資源管理がなされる際の法的規律に影響を与える可能性が高いのではないかと、ということが明らかになった。例えば、「ユーザーイノベーション」においては、いわゆる「リードユーザー」との協働によって、これまで主に企業が負担してきた研究開発コストにおいて、企業としてそれを減らすとともに、ユーザーから研究開発のリソースを調達できる可能性を秘めているという点は、資源管理の観点から注目に値する。

本年度の研究を通して、それらの活動がなされるコミュニティにおける慣習や規範の生成プロセスに着目するとともに、それらが知的財産法などの国家法といかなる相互補完関係あるいは矛盾抵触関係にあるのか、そして、いかなる場合にこれらの慣習や規範の適用が認められるべきなのか、といった理論的課題について考察する必要性が増している、ということを確認した。

【平成 27 年度】

知的創作物の創出に関する「地域コミュニティ」のあり方について、伝統的祭祀、「フォークロア」、伝統芸能などの「伝統的文化表現」や、「現代アート」などを素材に検討を行った。

伝統的文化表現や現代アートなどについては、単に知的財産権による法的保護を検討するのではなく、その背後にある「地域コミュニティ」を視野に入れる必要がある。伝統的文化表現は、いわゆる「地方」に多く存在するが、そこでは近時、例えば「限界集落」の問題がクローズアップされている。限界集

落では「共同体（コミュニティ）」の持続可能性が失われつつあり、そこで培われた民俗芸能などの伝統的文化表現が消失する危険が生じている。

この問題は、東日本大震災後の東北地方の地域コミュニティの紐帯を考える上で、特に重要性を増している。また、本年4月に発生した熊本地方・大分地方での震災についても、今後、伝統的文化表現を被災したコミュニティにおいて、どのように後世につないでいくのかという問題が生じることが考えられるため、今後の動向を注視していきたい。

これらの問題に対する制度的支援は、地域コミュニティの持続可能な発展に資する形でなされなければ、有意義な結果をもたらさない。この点で参照されるべきなのが、現代アートにおける「アートプロジェクト」である。「アートプロジェクト」は、過疎地域におけるコミュニティの活性化を促す起爆剤として注目されるが、その背景には、現代アートの特徴の1つである「サイトスペシフィック」性が、コミュニティの存立基盤の再検討を促す契機となることが挙げられる。

本研究では、伝統的文化表現や現代アートに関係する様々なアクターの配置や相互関係についての分析を通じて、それら「地域コミュニティ」の「慣習」や「規範」のあり方について検討し、当該コミュニティの持続可能性を維持できるような形での制度的支援の可能性について検討を行った。

【平成28年度】

平成28年度は、「コミュニティ」の果たす役割について、学際的「コモンズ」研究との接合を目指した。本研究においては、近時の学際的な「コモンズ」研究における知見を参照し、知的創作物の創出における「コミュニティ」と、そこでの「慣習」や「規範」の果たす役割についての理論研究を進めた。

また、「コミュニティ」の「慣習」や「規範」の妥当性や適用範囲という問題は、複数の規範が適用可能な状況のもとで、どの規範を適用することが社会的に望ましいのかという「法抵触」の現われでもある。グローバル化とともに、「多元主義」や「文化多様性」などの問題がクローズアップされる現代において、「いかなる規範が、いかなる範囲に属する主体に対して、いかなる局面において適用されるべきであるか」という抵触法の問題設定は、国内外においてアクチュアリティを増している。本研究は、これらの文化論を踏まえた近時の法学研究の知見も視野に入れつつ、分析を行なった。

また、平成28年度は、本研究の最終年度に当たる。したがって、個別テーマの研究に加え、本研究のまとめも同時に行なった。ここでは、個別研究で扱った知的創作物に関係する様々なアクターの社会的ネットワークや相互関係を明らかにし、知的創作物の創出における「コミュニティ」の「慣習」や「規範」の位置づけを行うとともに、その作業を

踏まえ、多様な知的創作物が創出される環境を整備するための社会の関わり方を探りたい。そして、「多元主義」や「文化多様性」が叫ばれる現代社会で必然的に生じる「規範の抵触」を解決する思考枠組みの提供を目指した。

本研究を通じて明らかになったことは、知的創作物が生み出される環境のかなりの部分において、知的財産法が典型的に念頭に置いてきた「マスプロダクション」や「マスメディア」の構造がうまく妥当するのだろうか、ということである。これらの領域において、もし知的財産法が伝統的に考えてきたモデルが適合しないのであれば、その実態に即した形で、新たな「規範」が作られる必要がある。この問題点については、今後の研究において明らかにしていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

1. 小島立「私的活動の自由」法学教室 426号 (2016年) 20-24頁
2. 小島立「いわゆる『プロダクト・バイ・プロセス・クレーム』についての一考察」L&T 70号 (2016年) 11-18頁
3. 小島立「庭園の改変および同一性保持権侵害の成立が争点となった事例」Law & Technology 64号 (2014年) 62-71頁

[学会発表] (計9件)

1. 小島立「発明のカテゴリーについて——『地盤強化工法』と称する発明が『物の発明』であるかどうか、という点が争われた事例についての分析」(AIPPI JAPAN 第161回判例研究会、航空会館(東京都港区)、2017年1月26日)
2. 小島立「いわゆる『著作権教育』の観察と分析を通して得られる著作権制度の現状と課題について」(九州経済連合会知的財産権研究会第315回定例会、電気ビル共創館(福岡県福岡市)、2016年6月17日)
3. 小島立「知的成果物の多様性を実現するための法の役割——知的成果物の創出、媒介および享受に関する『コミュニティ』と、そこでの『慣習』や『規範』のあり方について」(北海道大学知的財産法研究会、北海道大学大学院法学研究科(北海道札幌市)2015年9月7日)
4. 小島立「知的成果物の多様性を実現するための法の役割——知的成果物の創出、媒介および享受に関する『コミュニティ』と、そこでの『慣習』や『規範』のあり方について」(第58回同志社大学知的財産法研究会、同志社大学法学部(京都府京都市)、2015年7月11日)

5. 小島立 「知的成果物の多様性を実現するための法の役割——知的成果物の創出、媒介および享受に関する『コミュニティ』と、そこでの『慣習』や『規範』のあり方について」(弁護士知財ネット九州・沖縄地域会特別講演、天神ビル(福岡県福岡市)、2015年7月8日)

6. 小島立 「知的成果物の多様性を実現するための法の役割——知的成果物の創出、媒介および享受に関する『コミュニティ』と、そこでの『慣習』や『規範』のあり方について」(九州公法判例研究会、九州大学大学院法学研究院(福岡県福岡市)、2015年4月18日)

7. Ryu Kojima, *Fashion and the Law: From the Perspective of Intellectual Property* (英語報告、6th Global Conference - Fashion: Exploring Critical Issues, Mansfield College, University of Oxford (イギリス・オックスフォード)、2014年9月17日)

8. Ryu Kojima, *The Role of "Author's Right" in Landscape Design* (英語報告、国際文化政策学会 (ICCPR 2014)、ヒルデスハイム大学 (ドイツ・ヒルデスハイム)、2014年9月11日)

9. Ryu Kojima, *"Doujin Mark" as an Example of Alternative Licensing Scheme* (英語報告、International Academy of Comparative Law, ウィーン大学法学部 (オーストリア・ウィーン)、2014年7月24日)

[図書] (計3件)

1. 小島立 「いわゆる『著作権教育』の観察と分析から得られる著作権制度の現状と課題について」中山信弘=金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて——コンテンツと著作権法の役割』(信山社、2017年) 517-556頁(本書籍の総ページ数: 738頁)

2. Ryu Kojima, *Free and Open Source Software (FOSS) and other Alternative License Models in Japan*, in Axel Metzger (ed.), *Free and Open Source Software (FOSS) and other Alternative License Models: Comparative Analysis* (Springer 2015), pp.271-291 (本書の総ページ数: 507頁)

3. 小島立 「知的成果物の多様性と知的財産法」中山信弘先生古稀記念論文集『はばたき——21世紀の知的財産法』(弘文堂、2015年6月) 36-55頁(本書の総ページ数: 1104頁)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称:
発明者:
権利者:

種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況 (計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]
ホームページ等: なし

6. 研究組織

研究代表者
小島 立 (Kojima, Ryu)
九州大学大学院・法学研究院・准教授
研究者番号: 00323626